特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
15	障害者福祉に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
桑名市は、障害者福祉に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
桑名市長

公表日
令和7年3月19日

［令和6年10月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	障害者福祉に関する事務
②事務の概要	【身体障害者手帳】 身体障害者福祉法に基づく身体障害者手帳に関する事務において、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い特定個人情報を取り扱う。 ・身体障害者手帳の交付の申請受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 ・身体障害者手帳の返還 ・身体障害者手帳交付台帳の整備 ・氏名の変更又は居住地の移転に関する届出受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答 ・身体障害者手帳の再交付 ・三重県への進達 【精神障害者保健福祉手帳】 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく精神障害者保健福祉手帳に関する事務において、番号法の規定に従い特定個人情報を取り扱う。 ・精神障害者保健福祉手帳の交付の申請受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 ・精神障害者保健福祉手帳の返還 ・精神障害者保健福祉手帳交付台帳の整備 ・氏名の変更又は居住地の移転に関する届出受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答 ・精神障害者保健福祉手帳の更新及び再交付に関する事務 ・三重県への進達 【療育手帳】 「療育手帳制度について」に基づく療育手帳に関する事務において、番号法の規定に従い特定個人情報を取り扱う。 ・療育手帳の交付の申請受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ・療育手帳の返還 ・療育手帳交付台帳の整備 ・氏名の変更又は居住地の移転に関する届出受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答 ・療育手帳の再交付 ・三重県への進達 【障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収】 身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法に基づく障害福祉サービスの提供、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務において番号法の規定に従い特定個人情報を取り扱う。 ・障害福祉サービスの提供に関する事務 ・障害者支援施設等への入所等に関する事務 ・障害福祉サービスの提供及び障害者支援施設等への入所等の費用の徴収に関する事務 【特別障害者手当／障害児福祉手当／経過的福祉手当】 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づく特別障害者手当／障害者福祉手当、国民年金法等の一部を改正する法律附則第九十七条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第七条の規定による改正前の特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づく経過的福祉手当に関する事務において、番号法の規定に従い特定個人情報を取り扱う。 ・障害児福祉手当又は特別障害者手当の受給資格の認定の請求受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答（特別障害者手当／障害児福祉手当） ・氏名の変更又は居住地の移転に関する届出受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答（特別障害者手当／障害児福祉手当／経過的福祉手当） ・各手当の支給に関する事務 なお、番号法第19条第7号の規定に従い、必要に応じて、同法別表第二の第三欄に掲げられた他の特定個人情報保有機関から、上記事務のうち同表第二の第二欄に掲げられた事務を処理するために必要な、同表第四欄に掲げられた特定個人情報の情報提供を受けて事務に利用する場合がある。その際には、中間サーバーを経由して情報提供ネットワークシステムで情報照会を行う。
③システムの名称	障害者福祉システム、番号連携サーバ（団体内統合宛名システム）、中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名	
(1)障害者福祉特定個人情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 番号法第9条第1項及び別表　9,20,21,22,50,51,67,117の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年5月24日デジタル庁令・総務省令第9号)(以下「法第19条第8号の主務省令」という。)　第15条、第16条、第22条、第39条、第71条、第94条、第176条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[　　実施する　　]　　＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 〇番号法第19条第8号及び法第19条第8号の主務省令第2条の表 ・第三欄(情報提供者)が「都道府県知事」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「障害者関係情報」が含まれるもの(48、49、53、75、76、77、80、81、91、92、108、113、124、125、141、144、155、161、163の項) ・第三欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「障害児福祉手当若しくは特別障害者手当若しくは昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報」が含まれるもの(42、80、125、161の項) ・第三欄(情報提供者)が「特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)「特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給に関する情報」が含まれるもの(16、19の項) ・第三欄(情報提供者)が「特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による障害を有する者について支給される手当を支給することとされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による障害を有する者に対する手当の支給に関する情報」が含まれるもの(29の項) 〇法第19条第8号の主務省令 ・第15条、第16条、第18条、第20条、第21条、第22条、第27条、第39条、第44条、第50条、第51条、第55条、第77条、第78条、第79条、第82条、第83条、第105条、第126条、第127条、第143条、第146条 (情報照会の根拠) 〇番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び法第19条第8号の主務省令第2条の表 ・第一欄(情報照会者)が「都道府県知事」の項のうち、第二欄(事務)が「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務」となっているもの(41の項) ・第一欄(情報照会者)が「都道府県知事等」の項のうち、第二欄(事務)が「昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務」となっているもの(92、109の項) ・第一欄(情報照会者)が「都道府県知事」の項のうち、第二欄(事務)が「特別児童扶養手当の支給に関する法律による障害児福祉手当又は特別障害者手当の支給に関する事務」となっているもの(93の項) ・第一欄(情報照会者)が「都道府県知事等」の項のうち、第二欄(事務)が「特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別障害者手当の支給に関する事務」となっているもの(69の項) ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等への措置又は費用の徴収に関する事務」となっているもの(20、53の項) 〇法第19条第8号の主務省令 ・第39条、第43条、第77条、第94条、第95条、第118条

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	障害福祉課 18歳未満に対する障害福祉サービスの提供に関する事務については、 子ども総合センター　子ども発達・小児在宅支援室
②所属長の役職名	障害福祉課長 子ども発達・小児在宅支援室長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部　総務課　511-8601 三重県桑名市中央町2-37　0594-24-1131

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	保健福祉部　障害福祉課　511-8601 三重県桑名市中央町2-37　0594-24-1171 子ども未来部 子ども総合センター 子ども発達・小児在宅支援室　511-8601 三重県桑名市中央町2-37 0594-24-1299

9. 規則第9条第2項の適用	[　　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[　1,000人以上1万人未満　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[　500人未満　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[　　基礎項目評価書　　]		＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		**[　　]委託しない**
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		**[　　]提供・移転しない**
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	**[　　]接続しない（入手）**	**[　　]接続しない（提供）**
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[　　]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」に従い、個人番号の記載については複数人での確認を行い、個人番号が記載されている書類については施錠できる棚への保管をし、人為的ミスが発生するリスクへの対策を行っている。	

9. 監査	
実施の有無	[○] 自己点検　　[　　] 内部監査　　[　　] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[　　十分に行っている　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[　　]全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報へのアクセスが可能な職員は、必要最低限の人数、参照範囲となるよう、職員のアクセス権限を設定している。また、離席する際にはログアウトを行うなど、権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策を行っている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月25日	評価実施機関における担当部署	障害福祉課長　黒田　由美子	障害福祉課長　日美　富美代	事後	課長名の変更
平成28年12月28日	評価実施機関における担当部署	障害福祉課長　日美　富美代	障害福祉課長　伊藤　豊	事後	課長名の変更
平成30年6月4日	Ⅰ－1－②　事務の概要	（追加）	【障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収】 身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法に基づく障害福祉サービスの提供、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務において、特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い特定個人情報を取り扱う。 ・障害福祉サービスの提供に関する事務 ・障害者支援施設等への入所等に関する事務 ・障害福祉サービスの提供及び障害者支援施設等への入所等の費用の徴収に関する事務	事前	
平成30年6月4日	Ⅰ－1－②　事務の概要 【精神障害者保健福祉手帳】、【特別障害者手当/障害児福祉手当/経過的福祉手当】	特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）	番号法	事前	
平成30年6月4日	Ⅰ－3　法令上の根拠	1．番号法第9条第1項及び別表第一 11、14、47、84の項 2．行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号）第11条、第14条、第38条、第60条	1．番号法第9条第1項及び別表第一 11、12、14、34、47の項 2．行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号）第11条、第12条、第14条、第25条、第38条	事前	
平成30年6月4日	Ⅰ－4－②　法令上の根拠 （情報提供の根拠）	・第三欄（情報提供者）が「都道府県知事」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「身体障害者手帳」「特別障害者保健福祉手帳」が含まれるもの(16の項)	（削除）	事前	
平成30年6月4日	Ⅰ－4－②　法令上の根拠 （情報提供の根拠）	・第三欄（情報提供者）が「都道府県知事」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「障害者関係情報」が含まれるもの(27、28、31、54、55、56の2、57、79の項)	・第三欄（情報提供者）が「都道府県知事」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「障害者関係情報」が含まれるもの(10、14、16、20、27、28、31、53、54、55、56の2、57、79、85-2、106、108、116の項)	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年6月4日	Ⅰ－4－②　法令上の根拠 （情報提供の根拠）	・第三欄（情報提供者）が「都道府県知事等」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「障害児福祉手当若しくは特別障害者手当若しくは昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報」が含まれるもの（87の項）	・第三欄（情報提供者）が「都道府県知事等」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「障害児福祉手当若しくは特別障害者手当若しくは昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報」が含まれるもの（26、56の2、87の項）	事前	
平成30年6月4日	Ⅰ－4－②　法令上の根拠 （情報提供の根拠）	○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号）（以下「別表第二省令」という。） ・第12条、第20条、第21条、第22条、第28条、第29条、第30条、第31条、第42条、第44条	○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号）（以下「別表第二省令」という。） ・第9条、第11条、第12条、第14条、第19条、第20条、第21条、第22条、第27条、第28条、第29条、第30条、第31条、第42条、第43の4条、第44条、第53条、第55条、第59条の2	事前	
平成30年6月4日	Ⅰ－4－②　法令上の根拠 （情報提供の根拠）	・第一欄（情報照会者）が「都道府県知事等」の項のうち、第二欄（事務）が「昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務」となっているもの（85の項）	・第一欄（情報照会者）が「都道府県知事等」の項のうち、第二欄（事務）が「昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務」となっているもの（67、85の項）	事前	
平成30年6月4日	Ⅰ－4－②　法令上の根拠 （情報照会の根拠）	（追加）	・第一欄（情報照会者）が「都道府県知事等」の項のうち、第二欄（事務）が「特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当又は特別障害者手当の支給に関する事務」となっているもの（68の項） ・第一欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第二欄（事務）が「障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務」となっているもの（20、53の項）	事前	
平成30年6月4日	Ⅰ－4－②　法令上の根拠 （情報照会の根拠）	○別表第二省令 ・第18条	○別表第二省令 ・第14条、第18条、第27条、第38条	事前	
平成30年6月4日	Ⅱ－1　対象人数　いつ時点の計数か	2015/7/1	2018/4/1	事後	
平成30年6月4日	Ⅱ－1　対象人数　いつ時点の計数か	2015/7/1	2018/4/1	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年6月4日	評価実施機関における担当部署	障害福祉課長　伊藤　豊	障害福祉課長	事後	
平成30年6月27日	Ⅰ－4－②　法令上の根拠 （情報提供の根拠）	（追加）	・第三欄（情報提供者）が「特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄（特定個人情報）「特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給に関する情報」が含まれるもの（9、12、15の項） ・第三欄（情報提供者）が「特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による障害を有する者について支給される手当を支給することとされている者」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による障害を有する者に対する手当の支給に関する情報」が含まれる	事後	
平成30年6月27日	Ⅰ－4－②　法令上の根拠 （情報提供の根拠）	○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号）（以下「別表第二省令」という。） ・第9条、第11条、第12条、第14条、第19条、第20条、第21条、第22条、第27条、第28条、第29条、第30条、第31条、第42条、第43の4条、第44条、第53条、第55条、第59条の2	○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号）（以下「別表第二省令」という。） ・第8条、第9条、第10条の2、第11条、第11条の2、第12条、第13条の2、第14条、第19条、第20条、第21条、第22条、第27条、第28条、第29条、第30条、第31条、第42条、第43の4条、第44条、第53条、第55条、第59条の2	事後	
平成30年6月27日	Ⅰ－4－②　法令上の根拠 （情報照会の根拠）	（追加）	・第一欄（情報照会者）が「都道府県知事等」の項のうち、第二欄（事務）が「特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別障害者手当の支給に関する事務」となっているもの（69の項）	事後	
平成30年6月27日	Ⅰ－4－②　法令上の根拠 （情報照会の根拠）	○別表第二省令 ・第14条、第18条、第27条、第38条	○別表第二省令 ・第14条、第18条、第27条、第38条	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	Ⅰ－4－②　法令上の根拠（情報提供の根拠）	（情報提供の根拠） 〇番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 ・第三欄（情報提供者）が「都道府県知事」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「障害者関係情報」が含まれるもの(10、14、16、20、27、28、31、53、54、55、56の2、57、79、85-2、106、108、116の項）	（情報提供の根拠） 〇番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 ・第三欄（情報提供者）が「都道府県知事」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「障害者関係情報」が含まれるもの(10、14、16、16-2、20、27、28、31、53、54、55、56の2、57、79、85-2、106、108、116の項）		
令和1年6月28日	Ⅳ-1	（追加）	基礎項目評価書	事後	
令和1年6月28日	Ⅳ-2	（追加）	十分である	事後	
令和1年6月28日	Ⅳ-3	（追加）	十分である	事後	
令和1年6月28日	Ⅳ-4	（追加）	十分である	事後	
令和1年6月28日	Ⅳ-5	（追加）	十分である	事後	
令和1年6月28日	Ⅳ-6	（追加）		事後	
令和1年6月28日	Ⅳ-7	（追加）	十分である	事後	
令和1年6月28日	Ⅳ-8	（追加）	[〇]自己点検	事後	
令和1年6月28日	Ⅳ-9	（追加）	十分である	事後	
令和2年8月31日	Ⅱ－1　対象人数　いつ時点の計数か	2019/4/1	2020/4/1	事後	
令和2年8月31日	Ⅱ－1　対象人数　いつ時点の計数か	2019/4/1	2020/4/1	事後	
令和2年8月31日	Ⅰ 関連情報　7. 特定個人情報開示・訂正・利用停止請求連絡先	0594-24-1136	0594-24-1131	事後	
令和4年2月4日	Ⅰ－4－②　法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	
令和4年2月4日	Ⅱ－1　対象人数　いつ時点の計数か	2020/4/1	2021/12/15	事後	
令和4年2月4日	Ⅱ－2　対象人数　いつ時点の計数か	2020/4/1	2021/12/15	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年2月4日	5. 評価実施機関における担当部署　①	障害福祉課	障害福祉課 18歳未満に対する障害福祉サービスの提供に関する事務については、 子ども総合センター　子ども発達・小児在宅支援室	事後	
令和4年2月4日	5. 評価実施機関における担当部署　②	障害福祉課長	障害福祉課長 子ども発達・小児在宅支援室長	事後	
令和4年2月4日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	保健福祉部　障害福祉課　511-8601 三重県桑名市中央町2-37　0594-24-1171	保健福祉部　障害福祉課　511-8601 三重県桑名市中央町2-37　0594-24-1171 子ども未来局 子ども総合センター 子ども発達・小児在宅支援室　511-8601 三重県桑名市中央町2-37 0594-24-1299	事後	
令和4年9月26日	Ⅱ－1　対象人数　いつ時点の計数か	2021/12/15	2022/4/1	事後	
令和4年9月26日	Ⅱ－2　対象人数　いつ時点の計数か	2021/12/15	2022/4/1	事後	
令和4年9月26日	Ⅰ－1－②　事業の概要	（追加）	【療育手帳】 「療育手帳制度について」に基づく療育手帳に関する事務において、番号法の規定に従い特定個人情報を取り扱う。 ・療育手帳の交付の申請受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ・療育手帳の返還 ・療育手帳交付台帳の整備 ・氏名の変更又は居住地の移転に関する届出受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答 ・療育手帳の再交付 ・三重県への進達	事後	
令和4年9月26日	Ⅰ－3　法令上の根拠 （個人番号の利用）	1. 番号法第9条第1項及び別表第一 11、12、14、34、47、84の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号）第11条、第14条、第25条、第38条、第60条	1. 番号法第9条第1項及び別表第一　7, 11、12、14、33, 34、47、84の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号）第7条、第11条、第14条、第24条の5、第25条、第38条、第60条	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年8月22日	Ⅱ－1　対象人数　いつ時点の計数か	2022/4/1	2023/4/1	事後	
令和5年8月22日	Ⅱ－2　対象人数　いつ時点の計数か	2022/4/1	2023/4/1	事後	
令和6年9月25日	Ⅰ－3　法令上の根拠	1．番号法第9条第1項及び別表第一7,11,12,14,33,34,47,84の項 2．行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号）　第7条、第11条、第12条、第14条、第24の5、第25条、第38条、第60条	1．番号法第9条第1項及び別表9,20,21,22,50,51,67,117の項 2．行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和6年5月24日デジタル庁令・総務省令第9号）（以下「法第19条第8号の主務省令」という。）　第15条、第16条、第22条、第39条、第71条、第94条、第176条	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月25日	Ⅰ－４－②　法令上の根拠	（情報提供の根拠） 〇番号法第19条第8号及び別表第二 ・第三欄（情報提供者）が「都道府県知事」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「障害者関係情報」が含まれるもの（10、14、16、16-2、20、27、28、31、53、54、55、56の2、57、79、85-2、106、108、116の項） ・第三欄（情報提供者）が「都道府県知事等」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「障害児福祉手当若しくは特別障害者手当若しくは昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報」が含まれるもの（26、56の2、87の項） ・第三欄（情報提供者）が「特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄（特定個人情報）「特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給に関する情報」が含まれるもの（9、12、15の項） ・第三欄（情報提供者）が「特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による障害を有する者について支給される手当を支給することとされている者」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による障害を有する者に対する手当の支給に関する情報」が含まれるもの（19の項） 〇行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号）（以下「別表第二省令」という。） ・第8条、第9条、第10条の2、第11条、第11条の2、第12条、第13条の2、第14条、第19条、第20条、第21条、第22条、第27条、第28条、第29条、第30条、第31条、第42条、第43条の4条、第44条、第53条、第55条、第59条の2 （情報照会の根拠） 〇番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 ・第一欄（情報照会者）が「都道府県知事」の項のうち、第二欄（事務）が「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務」となっているもの（25の項） ・第一欄（情報照会者）が「都道府県知事等」の項のうち、第二欄（事務）が「昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務」となっているもの（67、85の項） ・第一欄（情報照会者）が「都道府県知事」の項のうち、第二欄（事務）が「特別児童扶養手当の支給に関する法律による障害児福祉手当又は特別障害者手当の支給に関する事務」となっているもの（68の項） ・第一欄（情報照会者）が「都道府県知事等」の項のうち、第二欄（事務）が「特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別障害者手当の支給に関する事務」となっているもの（69の項） ・第一欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第二欄（事務）が「障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等への措置又は費用の徴収に関する事務」となっているもの（20、53の項） 〇別表第二省令 ・第14条、第18条、第27条、第38条、第38条の2、第43条の3の2	（情報提供の根拠） 〇番号法第19条第8号及び法第19条第8号の主務省令第2条の表 ・第三欄（情報提供者）が「都道府県知事」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「障害者関係情報」が含まれるもの（48、49、53、75、76、77、80、81、91、92、108、113、124、125、141、144、155、161、163の項） ・第三欄（情報提供者）が「都道府県知事等」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「障害児福祉手当若しくは特別障害者手当若しくは昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報」が含まれるもの（42、80、125、161の項） ・第三欄（情報提供者）が「特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄（特定個人情報）「特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給に関する情報」が含まれるもの（16、19の項） ・第三欄（情報提供者）が「特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による障害を有する者について支給される手当を支給することとされている者」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による障害を有する者に対する手当の支給に関する情報」が含まれるもの（29の項） 〇法第19条第8号の主務省令 ・第15条、第16条、第18条、第20条、第21条、第22条、第27条、第39条、第44条、第50条、第51条、第55条、第77条、第78条、第79条、第82条、第83条、第105条、第126条、第127条、第143条、第146条 （情報照会の根拠） 〇番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び法第19条第8号の主務省令第2条の表 ・第一欄（情報照会者）が「都道府県知事」の項のうち、第二欄（事務）が「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務」となっているもの（41の項） ・第一欄（情報照会者）が「都道府県知事等」の項のうち、第二欄（事務）が「昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務」となっているもの（92、109の項） ・第一欄（情報照会者）が「都道府県知事」の項のうち、第二欄（事務）が「特別児童扶養手当の支給に関する法律による障害児福祉手当又は特別障害者手当の支給に関する事務」となっているもの（93の項） ・第一欄（情報照会者）が「都道府県知事等」の項のうち、第二欄（事務）が「特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別障害者手当の支給に関する事務」となっているもの（69の項） ・第一欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第二欄（事務）が「障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等への措置又は費用の徴収に関する事務」となっているもの（20、53の項） 〇法第19条第8号の主務省令 ・第39条、第43条、第77条、第94条、第95条、第118条	事後	
令和6年9月25日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	保健福祉部　障害福祉課　511-8601 三重県桑名市中央町2-37　0594-24-1171 子ども未来局 子ども総合センター 子ども発達・小児在宅支援室　511-8601 三重県桑名市中央町2-37 0594-24-1299	保健福祉部　障害福祉課　511-8601 三重県桑名市中央町2-37　0594-24-1171 子ども未来部 子ども総合センター 子ども発達・小児在宅支援室　511-8601 三重県桑名市中央町2-37 0594-24-1299	事後	
令和6年9月25日	Ⅱ－１　対象人数　いつ時点の計数か	2023/4/1	2024/4/1	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月25日	Ⅱ－２　対象人数　いつ時点の計数か	2023/4/1	2024/4/1	事後	
令和7年3月19日	Ⅳ－８　人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	（追加）	十分である	事後	
令和7年3月19日	Ⅳ－８　判断の根拠	（追加）	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」に従い、個人番号の記載については複数人での確認を行い、個人番号が記載されている書類については施錠できる棚への保管をし、人為的ミスが発生するリスクへの対策を行っている。	事後	
令和7年3月19日	Ⅳ－１１　最も優先度が高いと考えられる対策	（追加）	3）権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策	事後	
令和7年3月19日	Ⅳ－１１　判断の根拠	（追加）	特定個人情報へのアクセスが可能な職員は、必要最低限の人数、参照範囲となるよう、職員のアクセス権限を設定している。また、離席する際にはログアウトを行うなど、権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策を行っている。	事後	